

全国海運組合連合会  
第333回理事会議事録

開催日時 平成29年7月28日(金) 12:00～14:30

開催場所 神戸・生田神社会館 4階 蓬莱の間

講演 ～～～主機関緊急起動と緊急離岸訓練の進め～～～  
一般社団法人船舶安全機構

議題

1. 輸送部会委員交代に係る件
2. 総連合会派遣委員推薦に係る件
3. 全海運委員会委員調整結果に係る件
4. 全海運理事指定代理人届出に係る件
5. 三部会審議結果に係る件  
船主部会 (7/25)  
輸送部会 (7/25)  
砂利船部会 (7/26)
6. 大型フィーダー専用コンテナ船の取り扱いに係る件
7. 内航未来創造プランに係る件
8. 平成29年度各地区船員対策協議会活動助成金に係る件
9. 内航主要オペレーター輸送動向(5月実績値)に係る件
10. その他

理事会審議に入る前、一般社団法人船舶安全機構による「主機関緊急起動と緊急離岸訓練の進め」と題する、船舶と船員の命を守る安全対策について、プロジェクトを駆使しながら、緊急時には船員誰でも主機関の起動が出来るよう、日頃の訓練が重要であることを説明頂き、理事各位、災害時の緊急対応の重要性を、改めて再認識することが出来た。

講演終了後、事務局より過半数の理事の出席を得て本理事会は適法に成立した旨報告し、定款の定めにより藤井会長が議長となり、直ちに審議に入った。

### 議題 1. 輸送部会委員交代に係る件

議長の指示により、事務局は当該組合から提案のあった交代願いについて、以下の通り説明した。(敬称略)

提案組合：東海内航海運組合

(新)  
西 村 讓 治  
協 同 海 運 (株)  
代表取締役社長

(旧)  
後 藤 弘 巳

以上の説明の後、議長が本件を諮った処、全員の異議が無く承認された。

### 議題 2. 総連合会派遣委員推薦に係る件

議長の指示により、事務局は大要以下の通り説明した。

本件については、去る6月21日開催の第59回通常総会後の臨時理事会において執行部一任を頂いたことから、7月4日正副会長会議を開催し、派遣委員の調整を行ったものである。

次いで、事務局は派遣委員推薦名簿の委員会名、委員名、指定代理人名及びそれぞれの所属組合名を読み上げた。

以上の説明の後、議長は、派遣委員推薦名簿について承認方諮った処、全員異議無く承認された。

### 議題 3. 全海運委員会委員調整結果に係る件

議長の指示により、事務局は大要以下の通り説明した。

本件についても、去る6月21日開催の第59回通常総会後の臨時理事会において執行部一任を頂いたことから、7月4日正副会長会議を開催し、委員会委員の調整を行ったものであり、委員は全員当該会員組合から推薦のあった通りであり、委員長並びに担当副会長を選任したものである。

次いで、事務局は委員会委員名簿の委員会名、委員名、委員長名、担当副会長名、及び、それぞれの所属組合名を読み上げた。

以上の後、議長は、委員会委員推薦名簿について承認方諮った処、全員異議無く承認された。

#### 議題 4. 全海運理事指定代理人届出に係る件

議長の指示により、事務局は大要以下の通り説明した。

今年度役員改選時と同時に、沖縄を除く 17 会員より各 1 名、計 17 名の理事指定代理人について届出を受理したものであり、報告するものである。

以上の報告の後、議長が出席理事に意見を求めた処特になく、了承された。

#### 議題 5. 三部会審議結果に係る件

船主部会 (7 / 25) 輸送部会 (7 / 25) 砂利船部会 (7 / 26)

議長の指示により、事務局は大要以下の通り説明した。

◎船主部会 (7 / 25 開催)

☆部会役員を選出 (敬称略・順不同、以下同じ)

部会長	岡本信也	(中海連)
副部長	小林道明	(和歌山)
〃	福村忠司	(四海連)
〃	日浦公德	(中海連)
〃	青崎長太郎	(九海連)

☆諸法制検討委員会推薦委員

委員	杉本敏	(四海連)
〃	畝河内毅	(中海連)
〃	木許直樹	(九海連)

☆活動方針

- ・全海運の事業計画に基づき、用船料の適正化に向けた活動を継続して行くこととした。
- ・その為、船連協地方大会を秋口開催し、地方船主の要望等を取り纏め、オペ訪問を実施する。
- ・訪問先を絞り、次の 4 社とした。  
J F E 物流㈱  
日鉄住金物流㈱  
N S ユナイテッド内航海運㈱  
新日本近海汽船㈱

以上の後、岡本部長から以下の通り補足が為された。

- ・ オペ訪問終了後、訪問結果を踏まえて全海運輸送部会正副部長との意見交換を行うこととしたい。

◎輸送部会 (7/25開催)

☆部会役員の選出

部会長	河	菜	春	文	(中海連)
副部長	大	川	裕	士	(千葉)
〃	西	村	譲	治	(東海)
〃	中	原	敏	之	(大阪)
〃	西	内	貫	二	(四海連)
〃	西	瀧	常	博	(九海連)

☆諸法制検討委員会推薦委員

委員	西	内	貫	二	(四海連)
〃	松	島	茂	樹	(中海連)
〃	西	瀧	常	博	(九海連)

☆活動方針

- ・ 全海運の事業計画に基づき、運賃の適正化に向けた活動を継続して行くこととした。

◎砂利船部会 (7/26開催)

☆部会役員の選出

部会長	松	田	紀	道	(千葉)
副部長	小	田	徳	彦	(東海)
〃	黒	田	直	克	(兵庫)
〃	中	根		隆	(中海連)
〃	橋	本	隆	志	(四海連)
〃	大	坪	政	治	(九海連)

☆諸法制検討委員会推薦委員

委員	小	田	徳	彦	(東海)
〃	黒	田	直	克	(兵庫)
〃	橋	本	隆	志	(四海連)
〃	大	坪	政	治	(九海連)

## ☆活動方針

- ・全海運の事業計画に沿って活動することとし、特に砂利船業界の置かれた環境に対応した施策の実行方、上部機関に提案することとした。
  - (1) ポスト暫定事業について、早急に指針を示して頂きたい。
  - (2) ベテラン（高齢者）船員の退職に伴い、新人船員募集もままならず、やむを得ずベテラン（高齢者）船員を再雇用せざるを得ず、再雇用に際しては、船員保険に限らず、国民健康保険等でも乗船可能となるよう、制度化して頂きたい。

以上の後、松田部会長から以下の通り補足が為された。

- ・ガット船の新造に当たっては、発注後完工まで3年間を要することから、完工したらルールが変更されていた、と言うことが起こらないよう、暫定措置事業のルール見直しについては、早急に対応頂きたい。

以上報告の後、議長は、砂利船部会の活動方針に関する要望事項に関しては、関係委員会等で検討することとしたい旨提案し、出席理事に意見を求めた処特になく、了承された。

## 議題6. 大型フィーダー専用コンテナ船の取り扱いに係る件

議長の指示により、事務局は大要以下の通り説明した。

本件については過去2回ご審議頂いている案件である。

- ・第1回目（29.3.15第331回理事会）転用に際する建造納付金の全額免除。
- ・第2回目（29.6.7第332回理事会） // 一部減額。

何れも、内航業界内部での公平な競争が損なわれること、東日本大震災時の大型タンカー投入に際しても免除・減額等が認められず、全額納入していると言う事実を鑑み、当連合会は「受け入れられない」としたものであり、総連合会政策委員会においても否定されたものである。

今般、当該事業者の所属組合より、両案が認められないならば、臨時投入方式では如何との口頭提案が有り、その方式に関する詳細を総連合会会長私案として提示されたものが資料6である。

臨時投入方式による納付金はそもそも減額方式であり、総連合会会長私案によれば現行ルールを更に減額することとなり（詳細は納付金試算の通り）、「減額は認められない」とした先の決定と矛盾するものである。

以上の説明の後、議長が意見を求めた処、前回理事会同様の意見に加え、公平な競争の維持と共に、そもそも港湾政策に問題があるのであり、過去の調査によっても内航運賃は安いと言う結果が示されている。また、749, 499のコンテナ船仕様の一般貨物船も提供することは可能である、と言った意見が出され、今回の臨投方式についても総意として「受け入れられない」とした。

## 議題7. 内航未来創造プランに係る件

議長の指示により、事務局は資料に基づき、以下内容につき説明した。

- ・船舶管理会社の活用促進（船舶管理会社登録制度の創設）
- ・荷主・行政を交えた協議会の発足（安定・効率輸送協議会の設置）
- ・新たな需要の掘り起こし（海運モーダルシフト推進協議会の設置）
- ・IoT（Internet of Things）技術を活用した船舶の開発・普及→自動運航船の実現
- ・円滑な代替建造の支援（船舶管理会社の管理船舶に対する金利低減等優遇措置）
- ・船員教育体制の抜本的改革→海技教育機構のあり方検討
- ・船員のための魅力ある職場づくり（船舶職員配乗基準のあり方検討）
- ・暫定措置事業終了後の課題（内航海運組合の役割を含むあり方等の検討）

また、本件を取り纏めた「内航海運の活性化に向けた今後の方向性検討会」に参画した藏本副会長より、本検討会での議論を始めるに際しては、事業者各位への様々な項目に関するアンケート調査を行い、その結果を踏まえて議論を煮詰めていった旨、補足された。

以上の説明の後、議長が意見を求めた処、

○海運業は船舶・船員・運航を事業者自ら管理すべきものであり、船舶管理会社の活用を奨励するのは可笑しいのではないか。

との意見が述べられ、これに対し、藏本副会長は

☆全くその通りである。しかし、一部事業者にあっては、自社管理が出来ず一部または全部について外部委託している者もあり、その割合が4割と年々増加している。

外部委託しても海運との関わりを断ち難いという者は、契約の選択により船主業を維持継続できる方法もあり、どのように生き残るかは自己責任で決めれば良い。

☆船舶管理会社が他人の財産を預かる以上、一定基準の要件を備えた責任ある管理会社で無ければならない。その為の登録制度であり、また第三者による業務評価も加えることで質の向上を促し、信頼性を担保するものである。

と回答し、理解を求めた。

更に議長（藤井会長）は暫定措置事業終了後の海運組合の役割・あり方等について各組合にて議論を進めて頂き、年内（12月中）までに意見を取り纏め、全海運事務局宛報告願いたい旨要請し、了承された。

## 議題 8. 平成 29 年度各地区船員対策協議会活動助成金に係る件

議長の指示により、事務局は大要以下の通り説明した。  
助成金総枠を前年度に比し 100 万円増額し、600 万円とした。各地区船対協より提出頂いた事業計画案を総連合会船員対策委員会にて精査し、配分額を資料の通り決定したものである。

以上の説明の後、議長が出席理事に意見を求めた処特になく、了承された。

## 議題 9. 内航主要オペレーター輸送動向（5 月実績値）に係る件

議長の指示により、事務局は資料に基づき、大要以下の通り説明した。

貨物船は全品目前年同月比で増加傾向を示し、9%増であった。  
油送船は黒油・白油が減少し、全体で前年同月比 2%減となった。中でも黒油は電力需要の落ち込み等で 9%減となり、今後 10%前後の原書傾向が続く者と推測されている。

以上の説明の後、議長が出席理事に意見を求めた処特になく、了承された。

## 議題 10. その他

### (1) 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金に係る件

事務局は、大要以下の通り説明した。

#### ◎船舶における低炭素化機器導入事業

- ・船齢 5 年以上のモーダルシフトに資する船舶が低炭素化に向けた設備・機器等の導入に要する経費の 1/2 を補助するというもの。
- ・内航船の場合、低摩擦型船底塗料が取り組みやすいと思われる。

#### ◎船舶・港湾の連携による低炭素化促進事業

- ・モーダルシフトに資する船舶、港湾に於ける係船・荷役に係る作業効率化・低炭素化に資する設備・機械の導入等に要する経費の 1/2 を補助するというもの。

- 何れも「モーダルシフトに資する船舶」とあるがこれに拘る必要は無い。
- 応募事案が正式に承認される前に造船所等と契約締結すると失格となるため、契約は 10 月以降が望ましい。
- 本件は環境省主体の事業であるが、応募実績が無ければ次年度以降廃止されてしまうことから、可能な限りご協力願いたい。

以上の説明の後、議長が出席理事に意見を求めた処特になく、了承された。

(2) 今後の会議予定に係る件

事務局から、本日の正副会長会議において、今後の理事会開催予定日につき確認されたことから、予め各位のスケジュールに留め置き頂きたいとして次の通り報告した。

平成30年3月22日(木) 神 戸

平成30年6月 1日(金) 神 戸

平成30年7月27日(金) 神 戸

平成30年9月27日(木) 四 国(場所未定)

以上で全ての審議案件が終了したので、議長は、本理事会の議事録署名人に議長の他、寺岡副会長、中島専務理事を指名し、謝辞の後14:30閉会を宣した。

以 上